

○身延町定住祝金支給要綱

(平成 28 年 3 月 30 日告示第 9 号)

改正 平成 30 年 8 月 23 日告示第 27 号 平成 30 年 9 月 13 日告示第 29 号

令和 2 年 3 月 26 日告示第 22 号 令和 5 年 2 月 1 日告示第 3 号

令和 6 年 3 月 22 日告示第 12 号 令和 8 年 3 月 27 日告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この告示は、本町において新居を構えた者又は住宅のリフォームを行った者に対して各種祝金を支給することにより、定住の促進を図り、もって人口減少を克服することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に町の住民基本台帳に登録し、かつ、生活の実態があることをいう。
- (2) 住宅 玄関、居室、便所、台所等が設置された床面積が 50 m²以上である所有者自らが居住することを目的とした建築物であつて、独立した基礎を有する一戸建ての建物（専用住宅、二世帯住宅、併用住宅等）をいう。
- (3) 新築住宅 新たに建築した住宅をいう。
- (4) 建売住宅 販売を目的に新たに建築された住宅をいう。
- (5) 空き家バンク住宅 身延町空き家・土地情報登録制度「空き家・土地バンク」設置要綱(平成 20 年身延町告示第 4 号。以下「空き家バンク制度」という。)第 4 条の規定により台帳に登録された住宅で、取得日が基準日以後の住宅(購入者の世帯構成員の 3 親等以内の親族以外の者から購入した住宅に限る。)をいう。
- (6) 住宅等 新築住宅、建売住宅及び空き家バンク住宅のことをいう。
- (7) 取得日 住宅等を自己の所有として登記簿に登録した日をいう。
- (8) リフォーム 増築及び改築に係る部分の床面積の合計が 10 m²を超え、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の基準を満たす工事(倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事を除く。)をいう。
- (9) 新婚世帯 婚姻届が受理された日から起算して 3 年以内の夫婦をいう。
- (10) 子育て世帯 婚姻届を提出し、受理された日の属する年度から 5 か年度以内の世帯で、出生から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者(胎児を含む。)がいる世帯をいう。
- (11) 世帯構成員 当該住宅の住所地に居住する者全てをいう。
- (12) 基準日 令和 8 年 4 月 1 日をいう。

(祝金の種類等)

第3条 祝金の種類、住宅の要件、申請期限、支給対象者及び支給金額は、別表第1のとおりとする。

2 世帯構成員に、定住する満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(胎児を含む。)がいる場合は、当該世帯構成員1人につき、支給金額に10万円を加算する。

(支給の制限等)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、祝金を支給しない。

(1) 支給対象者が、公共補償等により住宅の新築等を行ったとき。

(2) 同一の住宅において、過去にこの告示に基づく祝金の支給を受けているとき。ただし、過去にこの告示に基づく新築住宅祝金を受けた住宅において、新生活応援リフォーム祝金の支給を受けようとする場合は、1回に限り支給することができる。

(3) 世帯構成員の中に、市区町村税を滞納している者が1名以上いるとき。

(4) 同一の住宅において、町の他の事業又は制度による補助金等を受けるとき。ただし、この告示で定める支給金額に対して当該補助金等の額が満たない場合、その不足分を支給するものとし、不足分に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を支給する。

(5) 世帯構成員のいずれかが身延町暴力団排除条例(平成24年身延町条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(支給申請)

第5条 祝金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、定住祝金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び誓約書兼同意書(様式第2号)に別表第2に掲げる書類を添えて、別表第1に規定する申請期限内に町長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書類の審査及び現地調査等を行い、適当であると認めたときは、定住祝金支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により祝金の支給を決定したときは、速やかに祝金を支給するものとする。

(祝金の返還)

第7条 町長は、祝金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に支給した祝金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 祝金の支給を受けた日から起算して5年以内に世帯構成員が住民票を町外に異動したとき。ただし、当該異動の理由が進学、転勤、施設等への入所その他町長がやむを得ないと認める場合を除く。

- (2) 祝金の支給を受けた日から起算して 5 年以内に住宅を売却し、又は譲渡したとき。
- (3) 不正な手段により祝金の支給を受けたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が返還の必要があると認めたとき。

(調査)

第 8 条 町長は、本事業の適正な執行を期するため必要と認めるときは、世帯構成員に対して必要な調査をすることができる。

(書類の整備等)

第 9 条 祝金の支給を受けた者は、支給に係る書類を整備し、保存しておかなければならない。

- 2 前項に規定する書類は、当該祝金の支給決定を受けた日の属する町の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、祝金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 23 日告示第 27 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 2 号の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にある改正前の身延町移住・定住祝金支給要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 30 年 9 月 13 日告示第 29 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にある改正前の身延町移住・定住祝金支給要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日告示第 22 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の身延町移住・定住祝金支給要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の基準日及び要件に該当する各種祝金の申請について適用するものとし、施行日前の基準日及び要件に該当する各種祝金の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和5年2月1日告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月22日告示第12号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月27日告示第2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の身延町定住祝金支給要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の基準日及び要件に該当する各種祝金の申請について適用するものとし、施行日前の基準日及び要件に該当する各種祝金の申請については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

祝金の種類	住宅の要件	申請期限	支給対象者	支給金額
新築住宅祝金	町内に建築された新築住宅又は建売住宅で、取得日が基準日以後のもの	取得日から起算して1年内	当該新築住宅又は建売住宅に定住する者(世帯主に限る。)	一軒当たり100万円
空き家バンク住宅購入祝金	空き家バンク制度を利用し購入した住宅で、取得日が基準日以後のもの		空き家バンク制度を利用し購入した住宅に定住する者(世帯主に限る。)	一軒当たり20万円
新生活応援リフォーム祝金	新婚世帯又は子育て世帯が、基準日以後にリフォームを行った住宅	法第7条又は第7条の2に規定する完了検査の日から	新婚世帯又は子育て世帯で、世帯構成員全てが、当該住宅に定住している者(世帯主に限る。)	一軒当たり20万円。ただし、支給金額の上限はリフォームに掛かった額とす

		1年以内	る。)	る。
--	--	------	-----	----

別表第2(第5条関係)

祝金の種類	申請書添付書類
新築住宅祝金	(1) 当該住宅に関する不動産登記全部事項証明書 (2) 申請者及び収入がある世帯構成員全員分の直近2年度分の市区町村税納税証明書 (3) 世帯構成員名簿及び世帯構成員全ての戸籍謄本及び住民票 (4) 住宅の外観写真 (5) 母子手帳の写し(妊娠中の者がいる場合) (6) その他町長が必要と認める書類
空き家バンク住宅購入祝金	(1) 譲渡契約書の写し (2) 当該住宅に関する不動産登記全部事項証明書 (3) 申請者及び収入がある世帯構成員全員分の直近2年度分の市区町村税納税証明書 (4) 世帯構成員名簿及び世帯構成員全ての戸籍謄本及び住民票 (5) 母子手帳の写し(妊娠中の者がいる場合) (6) その他町長が必要と認める書類
新生活応援リフォーム祝金	(1) 当該住宅に関する不動産登記全部事項証明書 (2) 申請者及び収入がある世帯構成員全員分の直近2年度分の市区町村税納税証明書 (3) 世帯構成員名簿及び世帯構成員全ての戸籍謄本及び住民票 (4) リフォームに係る費用の請求書及び領収書の写し (5) 住宅リフォーム前と住宅リフォーム後の写真 (6) 法第7条第5項の規定による検査済証の写し (7) 母子手帳の写し(妊娠中の者がいる場合) (8) その他町長が必要と認める書類

様式第1号(第5条関係)

定住祝金支給申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

誓約書兼同意書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

定住祝金支給決定通知書

[別紙参照]